第二十五条第二項	第十六条	附則第十一条の二の規定により読み替えられた法第十六条
第二十五条第二項第三号及び第四号	保険料算定基礎額の見込額	令和四年度前期保険料算定基礎額の見込額及び令和四年度後期保険料算定基礎額の見込額を合算した額
第二十五条第三項	第十六条	附則第十一条の二の規定により読み替えられた法第十六条
	提出（法第十五条第二項に規定する賃金総額の見込額が増加した場合に行う申告書の提出を除く。）	提出
第二十六条	法第十七条第一項	法附則第十一条の二の規定により読み替えられた法第十七条第一項
第二十六条第一号	一般保険料率	令和四年度前期一般保険料率（法附則第十一条の二の規定により読み替えられた法第十五条第一項第一号に規定する令和四年度前期一般保険料率をいう。以下同じ。）若しくは令和四年度後期一般保険料率（法附則第十一条の二の規定により読み替えられた同号に規定する令和四年度後期一般保険料率をいう。以下同じ。）
第二十七条第一項	第十五条第一項	附則第十一条の二の規定により読み替えられた法第十五条第一項
	第十八条	附則第十一条の二の規定により読み替えられた法第十八条
第二十七条第二項、第三十六条第二項、第三十七条第二項及び第三十八条第二項	前項	附則第九条の規定により読み替えられた前項
第二十九条第一項	前二条	附則第九条の規定により読み替えられた第二十七条
	第十八条	附則第十一条の二の規定により読み替えられた法第十八条